

令和3年黒石市教育委員会第3回定例会会議録

日時及び場所 令和3年3月29日（月）午後1時30分 黒石公民館 3階 会議室

会議出席委員 教育長 山内孝行
委員 1番 永川信子
委員 2番 宇野元雄
委員 3番 柿崎博
委員 4番 後藤耕谷

会議欠席者 なし

説明のために出席した者の職氏名

教 育 部 長	須 藤 勝 美
指 導 課 長	相 馬 保
学 校 教 育 課 長	駒 井 俊 也
社 会 教 育 課 長	八木橋 寿
文化スポーツ課長	山 口 祐 宏
学校教育課長補佐	厩 谷 和 哉
学校教育課総務係長	福 島 梢（書記）

会議に付した案件

- 第1 会議録の承認
- 第2 会期の決定
- 第3 会議録署名委員の指名
- 第4 教育長等の報告
- 第5 報告第1号 教育長が委任を受けた事務の報告について
- 第6 議案第9号 黒石市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正について
- 第7 議案第10号 黒石市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部改正について
- 第8 議案第11号 黒石市外国語指導助手任用規則の一部改正について
- 第9 議案第12号 黒石市文化財保護条例施行規則の一部改正について
- 第10 議案第13号 黒石市中町伝統的建造物群保存地区保存計画の一部変更について
- 第11 議案第14号 黒石市立学校職員健康管理医の委嘱について
- 第12 議案第15号 黒石市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について
- 第13 議案第16号 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員に係る懲戒処分等について

会議の顛末

開会宣告（午後1時30分）

- 第1 会議録の承認

令和3年黒石市教育委員会第2回定例会の会議録については、全員異議なく、原文を承認する。

第2 会期の決定

会期については、令和3年3月29日の1日とすることで、委員全員異議なく、決定する。

第3 会議録署名委員の指名

教育長が「柿崎 博 委員」を指名する。

第4 議事前報告

1、令和3年第1回黒石市議会定例会に提出した教育に関する事務の議案について

令和3年黒石市教育委員会第2回定例会で協議した、令和3年第1回黒石市議会定例会に提出した教育に関する事務の議案については、原案のとおり可決された。

2、令和3年第1回黒石市議会定例会での教育に関する一般質問について

(1)社会教育課関係

所属会派	質問議員	質問要旨
新自民・公明クラブ	大 溝 雅 昭	地域学校協働活動推進事業について 市立図書館運営計画策定事業について

宇野委員 地域学校協働活動推進事業についてですが、事業の内容をどのように周知していくのかお話しいただきたい。

社会教育課長 2月に学校長・教頭、地区協議会の会長・事務局、公民館職員を集め、学校教育社会教育連携推進事業を開催しています。令和3年9月末又は10月には本部設置に向けて本部長・副本部長・支部長という形を構築し、本部長には各地区協議会の会長の中から1名。副本部長には小学校の校長になっていただき、支部長には本部長以外の協議会の会長になっていただきます。その方々に対しては教育委員会から委嘱し、推進委員というのが各地区で推薦していただくという形になります。推進委員に関しましては各地区の会長さんから委嘱し、合同で各小学校を支援していくという仕組みづくりをしながら、例えば学校や地区では何を求めているのかを合同会議で話し合いながら子供たちを支える。そのような仕組みづくりを作っていく形になるものと考えています。

教 育 長 補足ですが、開かれた教育課程というのが出ておりますけども、学校と地域がどのようにして力を合わせ、子供たちの教育を支えるかということですが、今社会教育課で話したのは、地域が主体であれば地域学校協働活動。学校が主体であればコミュニティスクールという形になります。地域学校協働活動とコミュニティスクールを令和4年にあわせて、市内の学校では同時に進めようということで片方は校長会でもお願いしています。近い将来、高等学校でも入ってくるというような流れになっています。

日程第16号は人事案件のため秘密会にしたい旨教育長から発議があり、委員全員異議なくこれを了承する。

第5 議案第9号 黒石市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正について

黒石市教育委員会事務局の行政組織及び所掌事務の改編等に伴い、所要の改正をしようとするものである。

教育部長が資料に基づき説明し、審議に入り全員異議なく原案を可決する。

第6 議案第10号 黒石市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部改正について

黒石市立小・中学校の通学区域に係る規定について、字句の整理を行うため所要の改正をしようとするものである。

教育部長が資料に基づき説明し、審議に入り全員異議なく原案を可決する。

第7 議案第11号 黒石市外国語指導助手任用規則の一部改正について

外国語指導助手の身分が、地方公務員法第22条の2第1項に規定する一般職の非常勤職員に位置付けられたことに伴い、その勤務条件に関する規定を整備するため所要の改正をしようとするものである。

教育部長が資料に基づき説明し、審議に入り全員異議なく原案を可決する。

第8 議案第12号 黒石市文化財保護条例施行規則の一部改正について

文化財保護条例の一部改正に伴い、規定の整備等を行うため所要の改正をしようとするものである。

教育部長が資料に基づき説明し、審議に入り全員異議なく原案を可決する。

第9 議案第13号 黒石市中町伝統的建造物群保存地区保存計画の一部変更について

黒石市中町伝統的建造物群保存地区保存計画に活用事業に係る記述を追記するため一部変更を提案するものである。

教育部長が資料に基づき説明し、審議に入り全員異議なく原案を可決する。

第10 議案第14号 黒石市立学校職員健康管理医の委嘱について

黒石市立学校職員健康管理医の任期が令和3年3月31日で満了することに伴い、提案するものである。

教育部長が資料に基づき説明し、審議に入り全員異議なく原案を可決する。

第11 議案第15号 黒石市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

黒石市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任期が令和3年3月31日で満了ことに伴い、提案するものである。

教育部長が資料に基づき説明し、審議に入り全員異議なく原案を可決する。

公開審議を終了し、秘密会に移る。

公開終了（午後1時50分）

黒石市教育委員会会議規則（平成25年黒石市教育委員会規則第1号）第18条及び第19条の規定に基づき作成した令和3年黒石市教育委員会第3回定例会の会議録について、同規則第20条の規定による承認を受けたので、同規則第21条の規定に基づき、ここに署名する。

令和3年4月27日

黒石市教育長 (山内孝行)

黒石市教育委員 (柿崎博)